

東海日中貿易センター

TOKAI JAPAN-CHINA TRADE CENTER



年頭のご挨拶

一般社団法人東海日中貿易センター 会長 小澤 哲

明けましておめでとうございます。

皆様には、ご健勝にて

新たな年をお迎えのこと、お慶び申し上げます。

昨年は、日中平和友好条約締結40周年を迎え、日中両国関係は大きく改善し、正常な軌道に戻っただけでなく、新たな日中協力の展開に向けてスタートした年になりました。

5月には、中国の首相として7年ぶりに来日された李克強総理と、9月にはロシアのウラジオストクで習近平主席と安倍総理が会談し、10月には日本の首相として7年ぶりに中国を公式訪問した安倍総理と習近平主席、李克強総理が相次いで会談するなど、一年間でこれほど両国トップが会談した年は珍しく、新時代の日中関係の発展に向けて、「競争から協調へ」「脅威でなく協力パートナーに」「自由で公正な貿易の推進」という3原則に基づき、これから日中両国は、第三国の市場で如何に協力を推進していくかが重要なカギとなります。

私が団長を務めた中部経済界訪中団は、浙江省寧波市、杭州蕭山市を訪れた後、最終日に上海市で開催された「第一回中国国際輸入博覧会」を参観しましたが、出展社数3,600社、展示面積30万㎡、来場者数は延べ40万人、成約高は578.3億ドルと初回とは思えない規模に圧倒されました。

また、習近平主席が同博覧会の開幕式の演説の中で、中国はこれから更に開放し、15年間で40兆ドル

(約4,500兆円)の製品、サービスを輸入することを表明され、中国の自由貿易の推進と後戻りしない覚悟を感じるものがありました。

習近平第2期体制(2017年-2022年)の折り返しとなる2019年は、中華人民共和国建国70周年を迎える記念の年であります。そして、2020年は全面小康社会(ゆとりある社会)の建設最終年、2021年は中国共産党結党100周年と重要なイベントが続き、これからの3年間は、習近平第2期体制の集大成と更なる中国の躍進を内外に発信していくことと思われます。

また、2019年6月28日-29日に大阪でG20サミットの開催が予定されており、習近平主席が国賓として来日する可能性が高まっており、8つの閣僚級会合の中で、外務大臣会合は地元・愛知県で開催される予定であります。約10年ぶりに中国の閣僚級をお迎えする機会に恵まれ、心から嬉しく存じます。

日中両国を取り巻く環境は大きく変化し、企業の対中直接投資は拡大傾向にあり、新規事業が計画、或いは進行中の会員企業も少なくありません。

当センターと致しましても、中国はもとより、これから日中両国が第三国市場で、WIN-WIN-WINの関係を如何に構築し、会員各社の事業のサポートに努め、民間の経済交流を大いに発展させる年にしたいと存じます。

最後になりますが、2019年「亥年」が会員の皆様にとって、益々飛躍される年になりますことを心よりお祈りし、私の念頭のご挨拶とさせていただきます。

目 次

年頭のご挨拶	1
【新年ご挨拶】 経済交流を深化させ、中日関係のさらなる発展を目指そう	2
2019年会員賞詞交歓会のご案内	2
【共催セミナー】 中国外資政策セミナー	3
【中国実務セミナー】 中国外資管理規制の基礎	3
交流記録	4
理事会書面議決にて新入会員2社を承認	5

2019年1月以降の行事案内	6
西安デスクNEWS	7
青島デスクNEWS	8
【寄稿】 <中国現地法人向け親子ローンについて>	9
【寄稿】 対中取引に関する基本法についての解説と実務：中国会社法(6)	13
2019年の中国法定休日	15
中国短信	16
中国経済データ	18

新年ご挨拶

経済交流を深化させ、中日関係のさらなる発展を目指そう

中華人民共和国駐名古屋総領事 鄧 偉



新年明けましておめでとうございます。東海日中貿易センター会員の皆様には素晴らしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は中国改革開放40周年、そして中日平和友好条約締結40

周年という節目の年でした。

東海日中貿易センターの各会員企業のご支援、ご協力の元で、中部地域と中国の経済交流はますます活発になり、数々の友好交流イベントも開催され、民間レベルでの対中友好が強く推し進められました。この場をお借りし、皆様に御礼を申し上げます。

改革開放40年来、中国経済は著しい発展を成し遂げ、GDPの平均成長率は9.5%で、世界第2位の経済大国に躍進し、国連の基準に基づき、7億あまりの人口を貧困ラインから脱出させ、国民の生活水準を大きく引き上げました。世界経済成長に対する中国の貢献率は近年30%という大台を維持し、世界経済成長を牽引する重要なエンジンとなりました。中国は改革開放によってすばらしい経済発展を成し遂げ、中国の経済発展も世界の平和と発展に積極的な影響を与えました。当面の世界経済情勢は複雑な要因に見舞われ、不安定要素、未解決課題が多く取り残され、保護主義の傾向が再び台頭しました。しかし中国は改革開放政策を揺るぎなく堅持する立場にはいささかの変わりもなく、引き続き市場参入基準を緩和し、競争力の高い投資環境を整え、輸入をさらに拡大させ、日本を含め世界各国と発展のチャン

スを共有していく所存であります。

中日平和友好条約締結40周年にあたり、中日双方の努力のもとで、中日関係は再び正常な軌道に乗せ、さらなる改善と発展が見込まれています。双方が相手国は脅威ではなく、パートナーであることを再確認し、お互いの平和発展を支持すること、より一層ハイレベルでの実務協力とより一層緊密な国際協力を行うことで一致しました。昨年、中日両国間各分野、各レベルでの交流は日増しに活発になり、第三者市場での協力、イノベーション、財政金融などの分野で数多くの合意書が調印され、真のウィンウィンの関係の構築に向け大きく前進しました。

今年は中華人民共和国成立70周年であり、ややゆとりのある社会の全面的実現という目標の達成に向け、最終ラウンドに入ります。中国の発展は世界の発展と緊密な関係があり、中国は引き続き門戸を開き、世界各国と手を組んで、国、地域、世界の平和と発展のために貢献していきます。中日経済交流は中日関係を力強く支える原動力であります。これから中日関係が正常な軌道に沿って前進させるためには、特に東海地区の対中交流を一層発展させるには、貴センター並びに会員企業の皆様のお力は不可欠であります。新しい情勢の下で、是非引き続き中日実務協力を拡大させ、ウィンウィンの関係の構築に努め、中日関係のさらなる改善と発展に寄与するよう期待しております。

最後に、貴センター並びに会員企業の皆様のご健勝とご活躍を心より祈念し、年明けのご挨拶とさせていただきます。

2019年会員賀詞交歓会のご案内

【開催要項】 日 時：2019年1月30日(水) 12:00～13:30
会 場：名古屋観光ホテル 3階 那古の間
形 式：立食パーティー
会 費：お一人様 5,000円(当日受付にて申し受けます)

中国外資政策セミナー

11月28日、当センターは日中投資促進機構、中日投資促進委員会との共催で標記セミナーを開催した。

中国商務部外国投資管理司の孟華婷処長、郭強処長、生態環境部環境影響評価・排出管理司の王輝民処長、中国人民銀行東京代表処の欧洪首席代表が講師を務め、中国の外資政策や各分野の最新動向について説明した。



講演する孟華婷処長

商務部の孟処長からは18年6月に国務院より公布された「外資を積極的に有効利用し経済の質の高い発展を推進することの若干措置に関する通知」(19

号文)で打ち出された外資誘致政策について説明があり、ネガティブリストを中心とした投資の自由化、規制緩和による会社設立手続きの利便化、「特許法」の改正による知的財産権の保護等の政策のメリットを挙げ、当地区企業に中国事業の更なる拡大を呼びかけた。

商務部の郭処長は第三国市場における日中協力の取り組み事例と今後の方針を説明し、両国の強みを活かした補完関係を構築できるとの見解が示された。

生態環境部の王処長からは、環境影響評価制度の特徴について、環境影響のレベルに応じた審査体制や、内資と外資のプロジェクトを平等に扱うなど質の高いサービスが提供できることを説明し、違法行為に対しては処罰の強化などの改革を進めているとした。

中国人民銀行東京代表処の欧首席代表からは、中国の金融開放政策について、今年発表のあった金融分野における外資参入に関する参入条件の緩和などの説明があった。本セミナーには50名が受講した。

中国実務セミナー

中国外貨管理規制の基礎

12月6日午後、三菱UFJ銀行国際業務部部長兼東アジアカントリーアドバイザーの石橋克之氏と同行国際業務部中部室調査役の安藤努氏を招き、標記セミナーを開催した。セミナーは2部構成で、第1部は石橋氏より「米中貿易摩擦～新たな世界秩序と日本企業への示唆」、第2部を安藤氏より「中国の外貨管理規制」について講義があった。

石橋氏は米中貿易摩擦における影響として中国の対米輸出額トップ10に多くの台湾EMS大手企業がランクインしていることを挙げ、製造拠点を中国一辺倒にすることのリスクを指摘し、リスクマネジメントとしてサプライチェーンを複線化し各国の関税政策に対応できる柔軟性を持つことが重要



石橋氏

だと説明があった。

安藤氏からは、中国の外貨管理政策について、為替相場管理、外貨と人民元の交換に関する規則、預金保険制度、預金口座の分類など中国の金融システムの礎知識につ



安藤氏

いて説明があり、また経常取引、資本取引に関する借入上限枠として投注差方式、マクロプルーデンス管理方式のそれぞれのメリット・デメリット、貿易決済についてのFAQ(よくある質問)など、実務に役立つ情報が披露された。

質疑応答では、受講者から講義内容と実務を絡めた質問が多数あがり、受講者の本セミナー内容についての関心の高さが伺えた。セミナーは18名が受講した。

交流記録

<常州市新北区人民政府>

11月29日(木)、胥亜偉・常州市新北区人民政府副区長一行7名が来名し、大野常務理事兼事務局長、中村業務グループ課長、瀨瀬業務グループ担当員が対応したほか、一行は名古屋滞在中に複数の会員企業を訪問・交流した。

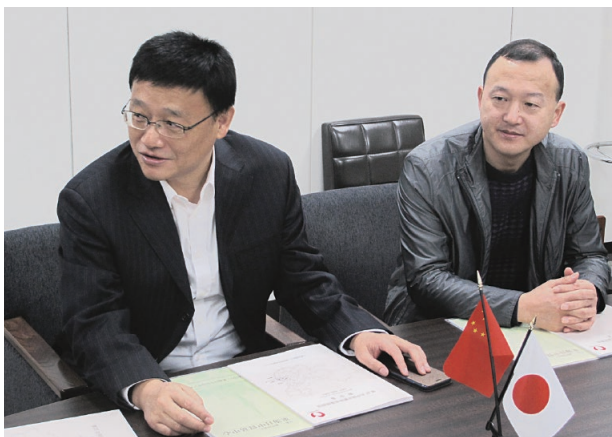
常州市のメンバーに、当センターと長期的な業務協力関係にある常州高新区の主要な誘致担当者が含まれており、最近の誘致状況などを意見交換した。

また、次年度の事業の中で、常州高新区としては、名古屋で誘致説明会の開催を行いたいと協力要請があり、日中両国関係が正常化し、日本からの直接投資が増加傾向にもあり、積極的にPR活動に組みたいとのこと。

胥亜偉 常州市新北区人民政府副区長
白正堂 常州市濱江経済開発区管理委員会副主任
程宇 常州市新北区奔牛鎮鎮長
馬咏梅 常州市新北区商務局副局長
張貝鴻 常州高新区招商局産業一局三部処長
顧惟婧 同 副処長
顧中才 江蘇常勝電器股份有限公司 董事長

<安徽省商務庁>

11月30日(金)、田承軍・安徽省商務庁経済技術開発区管理处調研員一行6名が当センターを訪れ、大野常務理事兼事務局長が対応した。



田承軍・調研員(左)

初めに大野常務理事から、第27次中国自動車産業視察団に対する安徽省商務庁と蕪湖経済技術開発区の協力に対し、御礼を述べ、その後、東海地方の産

業について説明を行った。今年は、安徽省への出張の機会が多く、業務グループの職員も合肥市や蕪湖市を訪れ、各開発区の担当と交流することができた。

田調研員からは、次年度も引き続き、安徽省との交流を強化して欲しいと要望があり、来年9月に開催予定の「世界製造業大会」の告知協力と参加要請があった。

田承軍 安徽省商務庁経済技術開発区
管理处調研員
包世応 同 電子商務和信息化処副処長
楊華峰 合肥双鳳経済開発区管理委員会副主任
何学東 蕪湖経済技術開発区管理委員会
弁公室主任
桂鵬 国家級桐城経済技術開発区管理委員会主任
何軍 (株)楽電インターナショナル 取締役

<威海中小企業双向投資促進公共服務平台>

12月6日(木)、宮麗・威海中小企業双向投資促進公共服務平台日本部部長が当センターを訪れ、大野常務理事兼事務局長と瀨瀬業務グループ担当員が対応した。



宮部長(右)

宮部長によると、威海市は、間もなく大阪に駐在事務所を開設する予定で、更に来年は威海市を日本で宣伝

する為に投資セミナーやビジネスマッチング会の開催を計画中の事。

大野常務理事より、当センター並びに当地域の紹介、中国各地域との提携関係などを紹介した。

<合肥市投資促進局>

12月7日(金)、孫永倉・合肥市投資促進局副局長一行4名が当センターを訪れ、大野常務理事兼事務局長と中村業務グループ課長が対応した。

孫副局長から、外国企業の進出には各種優遇政策が準備されており、輸入設備免税や土地使用権購入価格の優遇など投資PJの内容によって変化する。また、合肥-南京間は高速鉄道で45分と非常に便利

であるが、その他都市間も高速鉄道の建設が進んでおり、2年ほどすると交通事情は一変するとの紹介があった。

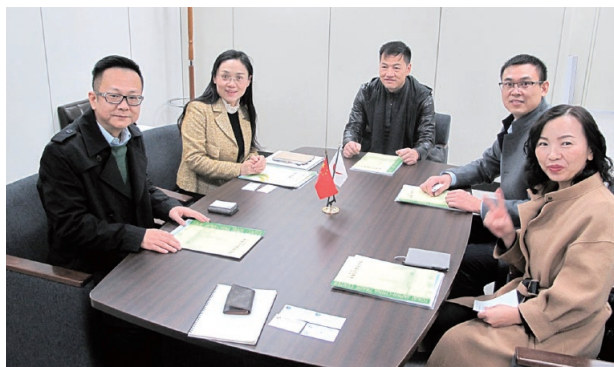


孫投資促進局副局長(左)と徐招商局副局長(右)

孫永倉 合肥市投資促進局副局長
楊劍波 同 經濟協作処副処長
徐慶 合肥經濟技術開發區招商局副局長
同 自動車産業センター主任
王睿 同 經貿局

<広州市南沙区>

12月12日(水)、段徳海・広州市南沙区常務委員、宣伝部部長一行5名が当センターを訪れ、大野常務理事兼事務局長が対応した。



段常務委員(左)

広州市南沙区からの来名は久しぶりで、最近の投資環境や日本企業の投資動向などについて、意見交

換を行った。

段常務委員から、最近は交通の便が良くなり、香港-深圳-広州を結ぶ鉄道や、地下鉄もあり、南沙は発展している。今回は製造業の誘致ではなく、産業観光について日本を視察に来た。南沙には貨物以外にも旅客のふ頭があり、最大8,000人収容のクルーズ船が接岸できる。これからは、観光面でも交流をしたいと紹介があった。

李主任からは、自動運転やEV、新エネ車の方面でも南沙は他の地域をリードしているので、視察・交流の機会を検討してはと提案があった。

段徳海 広州市南沙区常務委員、宣伝部部長
陶代軍 広州市南沙区文化広電新聞出版局
弁公室主任
黄兵 広州市南沙区文化発展センター主任
李璐 広州南沙開發區投資促進サービスセンター
主任
林善花 中国(広東)自由貿易試験区広州南沙新区
片区投資貿易促進局弁公室主任科員

<煙台市招商局>

12月14日(金)、陳才坤・煙台市招商局副局長と唐英林・煙台市駐日本商務代表処(東京)代表の2名が来名し、会員企業の日中平和観光(株)を訪問・交流した。

陳副局長から、来年は煙台市に所属する蓬萊市が文化・観光分野の交流を行うために来日する予定があると紹介し、同交流を行う際に、日中平和観光(株)に協力要請を行った。

9月に大野常務理事が煙台市を訪問した際、センターと煙台市投資促進局は提携協議書(MOU)を結んだ。今後は、定期的な業務連絡並びに相互往訪を重ね経済交流を促進していく事にしており、蓬萊市の訪日活動はその一環に当たる。当日は、大野常務理事兼事務局長が随行した。

会務報告

理事会書面議決にて新入会員2社を承認

10月開催の理事会以降に入会申込のあった株式会社ジェーシー・コモンズと三重電子株式会社の2社について、書面議決による臨時理事会を開催した結果、12月17日(月)に理事会の承認があったものとみなされ、上記2社の入会が承認された。

2019年1月以降の行事案内

後援事業

「第13回名古屋中国春節祭」

日 時：1月12日(土)11:00～17:00

11:00～開幕式

12:30～祝賀会

※会場：ANAクラウンプラザホテルグラン

コート名古屋7階

「ザ・グランコート」

13日(日)・14日(祝)10:00～17:00

会 場：名古屋市中区 久屋広場・エンゼル広場

主 催：名古屋中国春節祭実行委員会

共 催：中国駐名古屋総領事館

後援セミナー

「第四回新年M&Aセミナー in SHANGHAI」

日 時：1月17日(木)13:30～17:00

会 場：上海浦東假日酒店3階 明庁

講 師：近藤 充 上海納克名南企業管理諮詢
有限公司副總經理

篠田康人 名南M&A(株)

代表取締役社長ほか

参 加：70名(先着順) ※参加無料

主 催：名南M&A(株)、上海納克名南企業管理諮
詢有限公司、上海市浦東新区商務委員会

後援セミナー

第19回ビジネスセミナー

「中国市場のリスクとチャンス

～新たな日中ビジネスの展開に向けて～

日 時：1月17日(木)14:00～16:00

会 場：愛知大学 名古屋キャンパスL405教室

講 師：山田 渉 独立行政法人中小企業基盤整備
機構国際化支援アドバイザー

参 加：120名(先着順) ※参加無料

主 催：愛知大学国際ビジネスセンター、独立行政
法人中小企業基盤整備機構

後援セミナー

「中国律師が語る中国の環境に関する法律問題と注意点」

日 時：1月28日(月)13:00～16:00

会 場：愛知県弁護士会館5階ホール

講 師：方新 大成(上海)律師事務所

シニアパートナー 弁護士

参 加：140名(先着順) ※参加無料

主 催：愛知県弁護士会

賀詞交歓会

「2019年会員賀詞交歓会」

日 時：1月30日(水)12:00～13:30

会 場：名古屋観光ホテル 3階 那古

参 加：御一人様 5,000円

部会行事

「第1回中国国際輸入博覧会視察報告会」

日 時：1月30日(水)15:30～17:30

会 場：名古屋商工会議所ビル 3階 第4会議室

主 催：東海日中海運懇話会・中国投資企業部会

中国実務セミナー

「企業が知るべき中国環境規制と実体～入門編～」

日 時：2月15日(金)13:30～16:30

会 場：名古屋商工会議所ビル3階 第6会議室

講 師：大野木昇司

北京大野木環境コンサルティング有限公司
總經理

参 加：60名(先着順) ※会員無料

共催行事

「米中新冷戦と日中新時代の行方

～中国外交の内幕を読み解く～」

日 時：2月16日(土)14:00～16:30

会 場：名古屋商工会議所ビル2階ホール

講 師：宮本雄二 元在中国特命全權大使

参 加：150名(先着順) ※参加無料

主催：東海日中関係学会

西安オリンピック体育センター、着工から1年

10月8日、西安国際港務区にある「西安オリンピックセンター」会場にて建設中の鉄骨構造・メインスタジアムの屋上部分(高さ41.7m)が完成した(写真左)。同時建設している競泳会場(写真右)の屋上部分も正式に完成し、もうひとつのスタジアム(写真奥)の建設も、屋上部分の組立工事の段階を迎えている。



西安オリンピック体育センター

完成後は西北エリア最大の体育センターに

西安オリンピック体育センターは、2021年に西安市で開催される第14回中国全国運動会(日本の国体に相当)の主会場として、開・閉幕式や陸上競技、体操、水泳競技(飛込)等の競技種目を担う。

中国全国運動会、アジア競技大会、オリンピックの会場における要求に基づき、同センターは競技場及び2つのスタジアムの建設を計画した。競技場は6万人が収容でき、スタジアムは1.8万人収容のものと、水泳競技用(飛込を含む)として4,000人収容できるものがある。全体の計画面積は約5km²、推定投資額は79億元で、完成すれば西北エリア最大の体育センターになる見込みである。

西安と華潤のコラボで、驚嘆の工期を実現

10月8日現在、着工からちょうど1年が経過し、競技場並びにスタジアムの原形が現れた。西安は2017年3月6日に華潤集団(中国国営の複合企業)と同プロジェクトにおける提携の枠組み協定を締結し、華潤集団主導による建設が始まった。華潤集団は資金力、ブランド力、管理運営力といった総合的な優位性を存分に発揮し、同規模の建設では工期に45ヵ月を要するものが、同センターにおいては25ヵ月で、体育館のみであれば16ヵ月で完成と驚嘆の工期となっている。西安の新たなシンボルの完成に期待が寄せられる。

長安号、運行開始から5年

10月30日、中央アジアを繋ぐ国際貨物列車「長安号」の第1,030便目が8,900km離れたラトビアの首都・リガに向け西安駅を出発した。「長安号」として年間1,000便の突破は初で、西安国際港務区にて記念イベントが開催されたことは先月号で述べたとおりである。

長安号が正式に運行を開始したのは2013年11月28日、カザフスタンの首都・アルマトイ行きから始まり、まもなく5年が経つ。従来、貨物を中国から中東やロシアに輸送する場合、貨物の発注から到達まで少なくとも30日間を要していたが、長安号の開通により、カザフスタン・アルマトイまで7日間、ドイツ・ハンブルグまで15日間と輸送時間を大幅に短縮し、物流コストの低減が実現された。



長安号

現在、ヨーロッパ行きでは、複数の路線開通により、ほぼヨーロッパ全域をカバーできる環境が整い、中国15省から仕入れた商品が供給されている。中央アジア行きでは5ヵ国44都市・駅に貨物が運ばれ、中央アジア全域をカバーしている状況である。復路においても、ドイツからは、ボルボ完成車や、カザフスタンからは、小麦、蜂蜜等が中国向けに運ばれている。

西安港は昨年、輸入車、穀物、肉類の輸入港として認可されて以降、総合港湾としての機能が充実している。第3四半期の西安市の輸出入総額は2,434億元と前年同期比で32.4%増(うち、輸出37%増、輸入25.8%増)と高い伸びを呈しており、一帯一路沿線国にとって西安はすでに重要な貿易パートナーとなっている。

レポーター



東海日中西安デスク

代表 賈育林

(西安国際港務区
投資合作促進局 局長助理)

ティッセンクルップ、リニアの研究開発に協力

世界トップ500社で、ドイツ最大級の重工業メーカーであるティッセンクルップのリニア技術研究室は先頃、青島の国家高速列車技術革新センターに入所しプレート除幕式を行った。

センターとティッセンクルップはリニア技術の研究において技術革新を目指し、鉄道車両メーカーの中国中車が将来のスマート交通、環境保護、再生可能エネルギーなどの分野でより多くの技術研究と成果が実用化できるよう積極的に支援を行う。



国家高速列車技術革新センター（完成予想図）

ティッセンクルップは世界的に有名な機械製造企業で、リニア技術の研究開発では世界の最先端を走っており、今回の入所によってセンターの整備は更に推し進められることとなる。現在、センターは全面的な構築を進めており、ティッセンクルップが入所するレール・交通システム部門では国家プロジェクト実験室、高速リニア試験制作センター、高速リニア実験センターなどの3つのプロジェクトがすでに始動している。

センターは、世界における科学技術の最先端で、積極的にグローバルイノベーションネットワークに融合し、国内外の先進企業、研究開発グループ、科学研究院と共に分野、業界、学問を超越した技術交流とイノベーション提携を進め、多様化する技術、人材、プロジェクトがコラボする新スタイルを模索し、開放、連携、ウィンウィン、高効率なグローバルイノベーション提携ネットワークを積極的に構築することによって、世界に影響のある国家技術革新センターになることを目指している。

技術革新センターがある青島市城陽区は、中車四方股份、カナダのボンバルディアなど鉄道・レール関連の中核企業が120社あまり集積しており、センターは必要なインフラを整え、産業の優位性を十分に育むことで、「世界の高速列車都市」としての建設を推し進めている。

外国人144時間以内滞在のトランジットビザ免除制度が青島で開始

国務院の認可を受け、2019年1月1日より、青島・厦門・武漢・成都・昆明の5都市で53カ国(下記リストを参照)の外国人を対象に144時間以内滞在時のトランジットビザ(通過ビザ)免除制度を開始する。すでに北京、天津、河北などで先行実施しており、今回、新たに5都市で開始する。制度対象国の外国人は有効期限内のパスポートと144時間以内の第3国(地域)への乗り継ぎ航空券(日時と座席が決定済)を所持していれば、5都市の出入国検査場において査証なしの出入国、且つ144時間滞在することができる。

＜トランジットビザ免除制度対象の53カ国リスト＞

オーストリア、ベルギー、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、モナコ、ロシア、イギリス、アイルランド、キプロス、ブルガリア、ルーマニア、ウクライナ、セルビア、クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロ、マケドニア、アルバニア、ベラルーシ、アメリカ、カナダ、ブラジル、メキシコ、アルゼンチン、チリ、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、日本、シンガポール、ブルネイ、アラブ首長国連邦、カタール

「青島製造」列車がエジプトで初採用

12月3日、青島の中車四方股份は中国中鉄、中国航空技術国際らの企業連合との間で、エジプトのテンス・オブ・ラマダンシティ鉄道プロジェクトにおける鉄道車両(22車両編成)計132車両の納入及び12年間のメンテナンスサービス契約を結んだ。

今回、総距離68km、駅11カ所を結ぶプロジェクトにおいて中国の技術と設備が導入される。中車四方にとってエジプトからの受注は初で、中国が「一帯一路」構想の鉄道路線整備で獲得した重要な突破口となる。本プロジェクトで鉄道車両の契約が決まったことは、中国企業の製品とサービスが今後海外向けに広がっていくための助力となり、後続する周辺市場の開発で効果を発揮するであろう。

レポーター



東海日中青島デスク

代表 宋曉華
(青島市商務局主席記者)

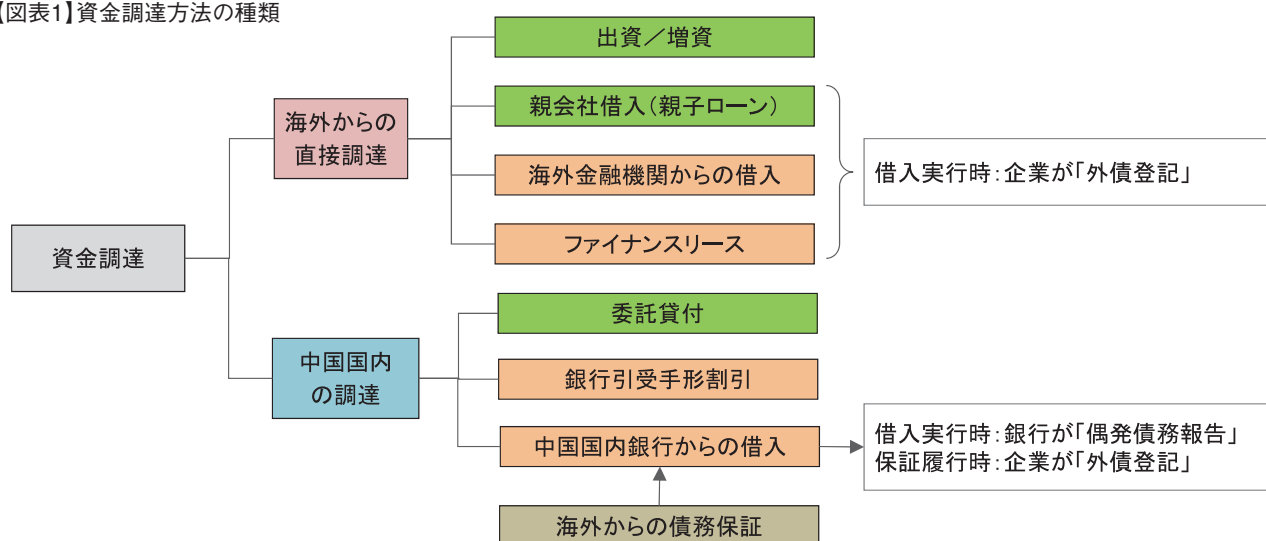
<中国現地法人向け親子ローンについて>

三菱UFJ銀行
国際業務部 調査役 安藤 努

1. 主な資金調達方法の種類

中国の現地法人において資金調達をする方法は、海外からの直接調達と中国国内の調達があります。海外からの直接調達は、増資や親子ローンが該当し、それらは資本取引と呼ばれ、実施の際には当局への届出や外債登記が必要です。一方、中国国内の調達は、中国国内銀行借入や委託貸付が該当します。【図表1】

【図表1】資金調達方法の種類



上記のような資金調達方法以外では、貿易取引などの経常取引の決済期間(サイト)調整をすることで実質的に資金調達が可能な場合があります。ただし、中国では貨物貿易外債管理が行われており、一定の立替期間を超える取引については、当局がモニタリングシステムを用いた「オフサイトでの総量審査」を行っており注意が必要です。

2. 親会社借入(親子ローン)に関する規制

中国の現地法人が資金調達をする際の代表的な方法は親会社借入(親子ローン)です。中国子会社は日本本社からの親子ローンにより、相対的に低金利かつニーズに応じた期間の資金調達を実現することが出来ます。中国では親子ローンのような域外(香港地区などを含む)非居住者からの債務を「外債」と言います。外債は外貨でも人民元でも実施可能ですが、実行時には、事前に外債管理局で外債登記を行った上、銀行で外債専用口座を開設する必要があります。また、外債は外債登記可能枠(外債枠)の範囲内でしか実行できず、外債枠の具体額は各社によって異なります。

<投注差方式>

外債枠の計算方式としては、従来「投注差方式」が用いられていました。「投注差」とは、投資総額と登録資本金(中国語で注册资本)の差額で、それぞれの頭文字を取り「投注差」と呼ばれています。

投資総額とは、企業設立の際に必要な資金(基本建設資金+運転資金)の総和を指します。中国では、会社設立に際してどれくらいの規模の商売をするかをまず決め、その商売に必要となる売掛金や在庫などの運転資金

と事務所や工場などの設備資金を足した合計額、つまり貸借対照表の資産合計が投資総額となります。これは外商投資企業に特有の概念であり、中国の内資企業には投資総額という概念はありません。元々外商投資企業は期限のある個別具体的なプロジェクトという考え方から生まれており、貴重であった外貨投資を最大化するとともに、過小資本を規制するという発想から、最低資本金の比率(【図表2】)を定義しています。

【図表2】投資総額と登録資本金の関係

投資総額	最低資本金	備考
USD3,000千以下	70%	
USD3,000千超～USD10,000千以下	50%	USD3,000千超～USD4,200千以下の場合はUSD2,100千以上
USD10,000千超～USD30,000千以下	40%	USD10,000千超～USD12,500千以下の場合はUSD5,000千以上
USD30,000千超	1/3	USD30,000千超～USD36,000千以下の場合はUSD12,000千以上

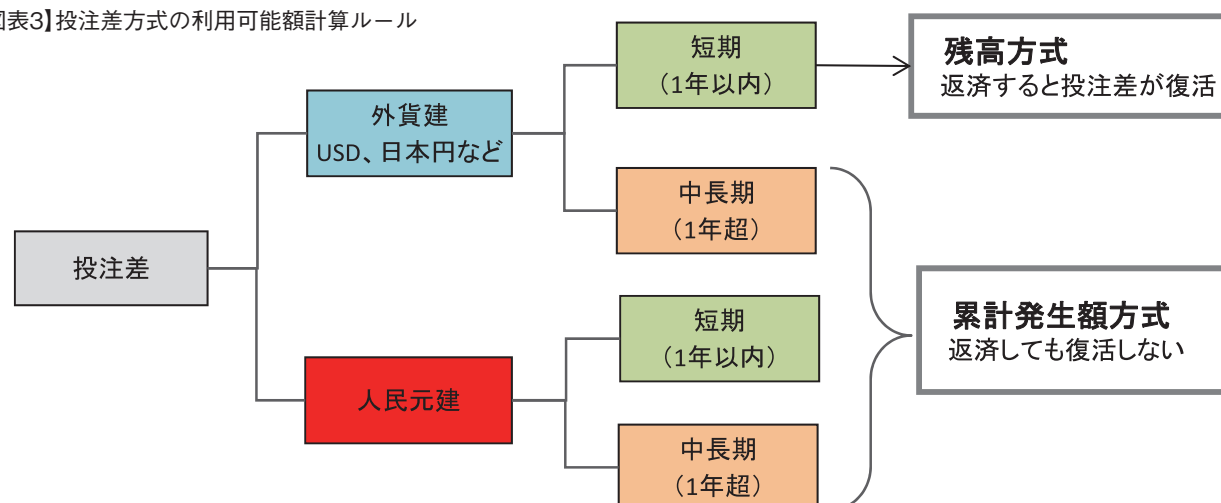
【投注差方式の留意点】

投注差は極度額と言う考え方をしています。基本的に使用されると費消されますが、利用時の通貨および期間によって、管理方法(残高方式・累計発生額方式)が異なります。

外貨建の場合、1年以内の短期外債は残高方式、1年超の中長期外債は累計発生額方式で管理されます。人民元建の場合、短期・中長期を問わず累計発生額方式で管理されます。

利用可能額計算ルールは下記(【図表3】)の通りです。

【図表3】投注差方式の利用可能額計算ルール



尚、上記計算ルールには地域差があり、「外貨建中長期外債でも完済後に外債枠が復活する」などの運用が行なわれていましたが、2017年6月に出された当局Q&Aでは改めて「外貨建中長期外債は発生額ベースで計算される」との見解が示されました。

また、期日到来時に期限延長をする際、外貨建短期外債の場合には外債枠は追加消費されませんが、人民元建の場合には継続の都度、外債枠を費消することがあります。

現在も地域によって規制が異なる可能性があるため、事前に当局と確認する必要がありますのでご注意ください。

<マクロプルーデンス管理方式>

2016年1月22日、中国人民銀行は「全範囲クロスボーダー融資のマクロプルーデンス管理試行を拡大することについての通知」(銀発[2016]18号)を公布しました。この通知により、上海・天津・広東・福建の4つの自由貿易試験区において、新たな外債枠管理方法としてマクロプルーデンス管理方式が導入されました。

その後、2016年4月29日、中国人民銀行は「全国範囲において全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理を実施することについての通知」(銀発[2016]132号通知)を公布し、新方式の利用を全国すべての企業と

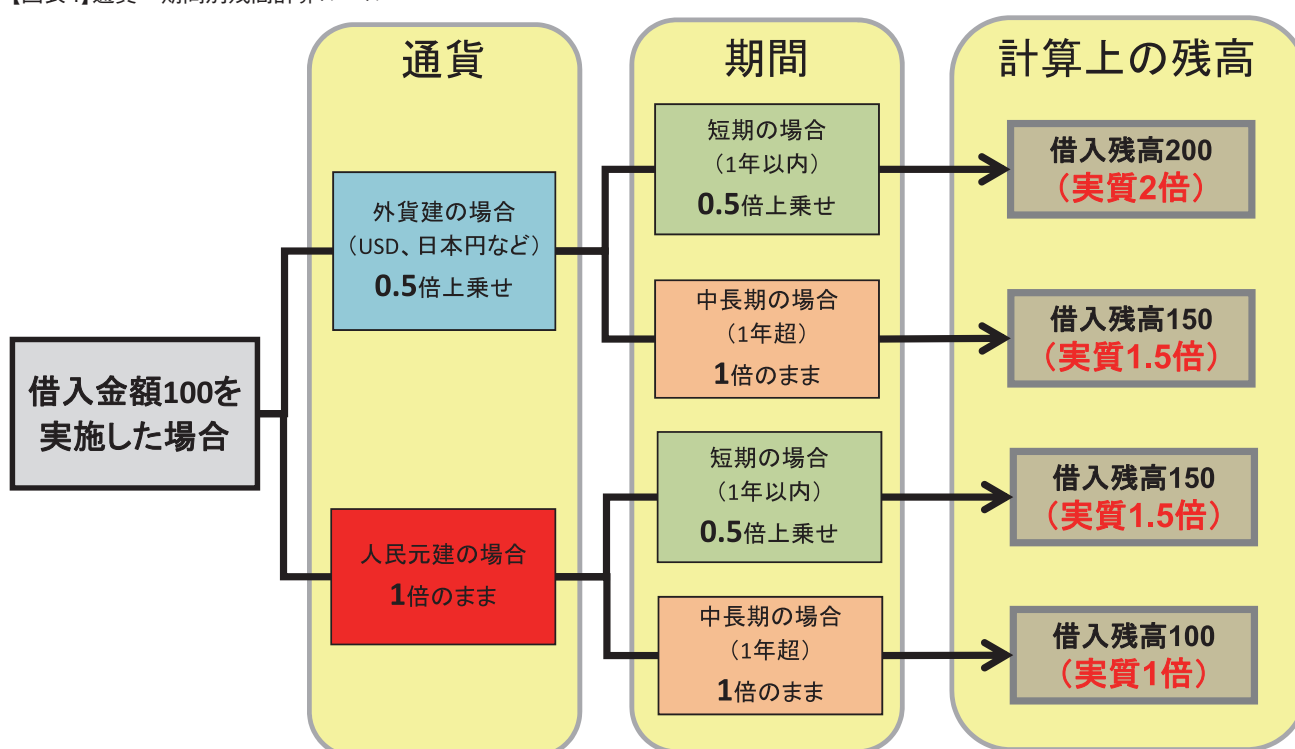
各種金融機関(非銀行金融機関を含む)まで拡大しました。この新方式では、外債の利用限度額が純資産の1倍までとなり、利用時の残高計算方式に新たな考え方が導入されました。外資企業は、従来より投注差の範囲内で外債の調達が認められていたこともあり、純資産が投注差を上回る企業を除けば、影響は大きくありませんでしたが、期限・通貨に関係なく反復使用が可能な外債限度額管理については、利便性が大きく高まりました。

更に2017年1月13日、中国人民銀行は「中国人民銀行 全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理関連事項についての通知」(銀発[2017]9号)を公布しました。この通知は、132号通知をベースとして、更なる利便化を進めるべく、企業が借入可能な外債利用限度額が純資産の1倍から2倍に引き上げられました。

【マクロプルーデンス管理方式の留意点】

- ① 外商投資企業が外債契約備案(登記)をする際、所在地の外貨管理局まで備案を行い、従来の「投注差」管理方式もしくはマクロプルーデンス管理方式を選択可能。一度どちらかの管理方式を選択した後は変更出来ない
- ② 毎期の決算における当期利益や配当実施により純資産額が変動することで、外債利用限度額が変動する
- ③ マクロプルーデンス管理方式を選択する企業の外債残高はすべて残高管理方式(返済すれば復活する方式)で管理されるが、通貨・期間によって残高計算方法(一定の掛け目があり、借入額=外債残高ではない)が異なる(【図表4】)
- ④ 設立1年未満の企業で財務報告書が提出できない場合、現状はマクロプルーデンス管理方式での外債借入は不可
- ⑤ 外債契約において、期限前返済条項がある場合、短期外債とみなされる。期限前返済条件が契約締結1年後から有効となる場合のみ長期外債とみなされる
- ⑥ 外債登記を行う際、外貨クロスボーダー融資のレート換算はすべて契約日の為替相場場で換算する

【図表4】通貨・期間別残高計算ルール



3. 親子ローン実務

【実行時の流れ】

- ① 借入に関する意思決定、契約
- ② 所在地外貨管理局外債登記・備案申請(所要日数：最大20営業日)
- ③ 取引銀行にて外債専用口座開設(所要日数：1～3営業日)

- ④海外から送金
- ⑤取引銀行で引出し(両替)実施

【返済時の流れ】

- ①税務当局にて納税
- ②取引銀行にて元利金返済実施
- ③外債登記抹消実施(全額返済後1ヶ月以内)

4. 親子ローンの留意点

①使用言語：

契約書の言語は外国語(日本語や英語等)を主契約とすることは可能ですが、中国語訳は必須。

②資金使途：

引出し(両替)実行時に資金使途の証明資料が必要です。資金使途によっては実行出来ない場合があります。

③期間・返済方法：

当局から期間・返済方法について認められない場合がありますので、事前相談されることをお勧めします。

④期限前返済：

契約書上に期限前返済可能な旨の条項がない場合、期限前返済出来ません。

⑤金利設定：

貸借双方が商業原則に基づき合理的な範囲内で自主的に確定します。通常、市場金利や中国人民銀行が公表している基準金利などを参考に、通貨および期間に応じた金利を設定します。

⑥税金：

利息に対して中国側で各種税金が課税されます。

(ご参考)上海市浦東新区の場合

- 企業所得税：日本からの借入の場合、利息額の10%(香港からの場合は7%)
- 増値税：利息額の6%
- 教育附加費：増値税額の5% ※国家分(3%)+地方分(2%)
- 都市維持建設税：増値税額の7%

5. まとめ

従来、中国は資本取引に対し、個々の企業や金融機関の個々の取引をモニタリングするミクロブルーデンス政策による管理を行ってきました。しかし、リーマンショック以降、マクロブルーデンス政策を重視する動きは世界的な潮流となっており、中国自体もグローバル経済に組み込まれ、クロスボーダーの資本移動が活発化かつ複雑化していることから、ミクロ管理ではリスクの防止が難しくなりました。その為、中国も金融システム全体のリスクの状況を分析・評価し、それに基づいて制度設計・政策対応を図ることを通じて、金融システム全体の安定を確保するとの考え方であるマクロブルーデンス政策を重視するようになりました。外債限度枠の新たな方式もこの政策に基づくものであり、今後の政策変更により因数が変更になると想定されますので注意が必要です。

中国は、人民元のSDR構成通貨入りなど、人民元の国際化に伴って資本取引の自由化も加速すると思われましたが、現在は少し停滞しています。加えて、シャドバンキング、不動産金融、ネット金融、債券デフォルト処理メカニズム整備などマクロブルーデンス政策による「金融リスクの確実な防止・解消」に力点が置かれ、2018年始めは金融引き締め方向に動いていましたが、米中貿易摩擦による影響を受け、預金準備率引き下げなど金融緩和の方向に変化しています。

今後、日系企業の中国現地法人も米中貿易摩擦の影響を受ける可能性が高く、変化する資金繰りに備え、資金調達方法について事前に検討する段階にあると思います。加えて、人民元相場が不安定になっており、中国当局が何らかの規制を行う可能性があることにも注意して頂きたいと思います。

対中取引に関する基本法についての解説と実務: 中国会社法(6)

——董事、監査役、高級管理職員の義務と責任——

上海市華鑫法律事務所

弁護士 高秀智、高華鑫

中国外商投資企業(中外合弁企業、中外合作企業および外資企業)の董事、監査役、高級管理職員はほとんどが出資者から派遣されている。この場合、董事、監査役、高級管理職員は法律法規および会社定款を遵守し、自己の職責を勤勉、誠実に履行するか否かは、企業経営にとって非常に重要な意義を持つ。本文では中国「会社法」にある董事、監査役、高級管理職員が負う法定義務および関連責任について、法律条文を解釈し、判例を分析したものを解説、紹介する。

(1) 董事、監査役、高級管理職員の資格

まず、「会社法」では董事、監査役、高級管理職員(注:「会社法」第216条第1項の規定では、高級管理職員とは会社の経理、副経理、財務責任者を指し、また、上場会社の董事会秘書および会社定款に定めるその他の人員を指すと定めている)が企業運営の重要性を考慮した任職の資格については、第146条¹に5つの制限性を持つ規定があり、その概要は下記の通りである。

- ① 完全な行為能力をもたない者
- ② 汚職、賄賂、財産の横領などの経済型犯罪者あるいは政治的権利を剥奪された者
- ③ 破産により清算した会社の董事、工場長、経理を任職し、ならびに会社の破産について個人責任を負う者
- ④ 違法行為により営業許可証を没収された法定代表者で、ならびに個人責任を負う者
- ⑤ 高額の経済債務を負う者。

ここでわかる通り、会社法は主に董事、監査役、高級管理職員が最低限の管理能力を持っているか否か、忠実で誠意信義の人物であるか否か、企業に対して危害をもたらす可能性があるか否かなどの要素を鑑み、任職の資格について制限をしている。このような制限は派遣される当該人員の任職前の状況だけでなく、その人員の任職期間に上述の状況が発生した場合にも、会社はこの人員の職務を解除する必要がある。

外商投資企業に董事、監査役、高級管理職員を派遣するにあたり、外資側が派遣する董事、監査役、高級管理職員の人員に対して、上述第③項の状況、例えば、過去に破産清算した中国子会社で董事、工場長、経理の任職があったか否かについて注意する必要がある。また、中国出資側が董事、監査役、高級管理職員を派遣する場合、外資側はその人員に対して上記制限に当たらないか確認する必要がある。

(2) 董事、監査役、高級管理職員の法定義務および、よくある紛争の類型

「会社法」第147条では、董事、監査役、高級管理職員は法律、行政法規および会社定款を遵守するものとし、会社に対して忠実義務、勤勉義務を負うと定めている。中でも、忠実義務とは、上述の人員は必ず会社の利益をその目標とし、職責の履行時に個人的あるいは第三者のために利益を得ようとはせず、個人の利益と会社の利益に対立を生じさせない義務を指す。勤勉義務とは、上述の人員は会社が最大の利益ということから出発し、謹厳で、善意

¹ 《会社法》第146条: 下記に列挙する状況いずれかに該当する者は、会社の董事、監査役、高級管理職員を任職してはならない。

(一) 民事行為能力が無く、あるいは民事行為能力が制限されている者
(二) 汚職、賄賂、財産の横領、財産の使い込みあるいは社会主義市場経済の秩序を破壊する行為のために刑罰に処され、刑の執行から5年未満、または、犯罪行為によって政治的権利の剥奪を執行されてから5年未満のとき

(三) 破産により清算した会社、企業の董事あるいは工場長、経理を任職しており、その会社、企業の破産について個人的な責任を負い、その会社、企業の破産清算手続の完結から3年未満のとき

(四) 違法行為によって営業許可証を没収、閉鎖された会社、企業の法定代表者を任職し、個人的な責任を負い、その会社、企業が営業許可証を没収されてから3年未満のとき

(五) 個人の負債額が比較的大きく、期限内に完済できていないとき。

をもって会社の事務を処理し、会社の最大の利益のために尽力する義務を指す。

現行の「会社法」には上述の忠実義務および勤勉義務について、主に「会社法」第21条(関連性を利用して会社の利益に損害をもたらしてはならない)²、第147条第2項(職権を利用して賄賂あるいはその他不法な収入を得てはならず、会社財産の使い込みをしてはならない)³、第148条(董事、高級管理職員が忠実義務に違反した例を挙げる)⁴などの関連条文に定めている。

実務において比較的好くある董事、監査役、高級管理職員が忠実義務および勤勉義務に違反して発生した紛争は下記の通り幾つかある。

- ①董事、監査役、高級管理職員が関連法律および会社定款の規定に違反して、会社の財産を使い込み、あるいは会社の資金を横領して、会社に損失をもたらして紛争が発生した場合。
- ②董事、監査役、高級管理職員が関連法律および会社定款に違反して、第三者から賄賂を受け取り、あるいは不法な収入を得たために紛争が発生した場合。
- ③董事、監査役、高級管理職員が、会社定款の規定に違反し、あるいは会社出資者の同意を得ずして会社と契約を締結し、あるいは取引などの利益との相反行為を行い、会社に損失をもたらして、紛争を引き起こした場合。
- ④董事、監査役、高級管理職員が会社出資者の同意を得ずして、職務の利便性を利用して、自身あるいは他人のために会社に属する商業チャンスを手に入れ、任職する会社と同種の業務を自営あるいは他人のために経営して会社に損失をもたらして、紛争を引き起こした場合。

²『会社法』第21条：会社の支配株主、実質的支配者、董事、監査役、高級管理職員はその関連する関係を利用して会社の利益に損害をもたらしてはならない。

前項規定に違反した場合、会社にもたらした損失に対して賠償責任を負うものとする。

³『会社法』第147条第2項：董事、監査役、高級管理職員は、職権を利用して賄賂を受け取り、あるいはその他違法な収入を受け取り、会社の財産を使い込みしてはならない。

⁴『会社法』第148条：董事、高級管理職員は下記行為を行ってはならない。

(一)会社資金の横領

(二)会社資金をその個人名義あるいはその他の個人名義で開設した銀行口座への預金

(三)会社定款の規定に違反して、または出資者会、出資者大会あ

⑤董事、監査役、高級管理職員が会社の秘密を漏洩し、会社に損失をもたらして、紛争を引き起こした場合。

(3)董事、監査役、高級管理職員の法律責任および外商投資企業における特殊性

上述の忠実義務および勤勉義務に違反した董事、監査役、高級管理職員が負うべき法律責任については、「会社法」では主に以下の通り具体的に定めている。

- ①董事、高級管理職員が「会社法」第148条に定める忠実義務に違反した場合、会社はそこで得た収入を会社に返還するよう請求する権利を有する。
- ②董事、監査役、高級管理職員が法律、行政法規あるいは会社定款の規定に違反して、職務履行時に会社に損失をもたらした場合、会社は民事賠償責任を負うよう請求する権利を有する。

上述の民事責任以外に、董事、監査役、高級管理職員の違法行為が『刑法』に定める職務横領罪、資金流用罪、非国家公務員による収賄罪などの嫌疑がある場合、会社は関連の公安部門に通報して、刑事責任を追及する権利も有する。

同時に、外商投資企業における董事、監査役、高級管理職員のほとんどが出資者からの派遣の場合、その行為は往々にして出資者の意思を反映している。このとき、一般的に下記の2つの状況に分けられる。

①当該董事、監査役、高級管理職員が外資側出資者自身の派遣人員の場合

ほとんどの場合、外資側出資者が派遣した董事、監査役、高級管理職員は外資側と労働契約関係にあり、外資側出資者は本国の法規定および自社内部の従業員処罰機制を通じて当該人員に懲戒を与え、あるいは労働契約を解除し、損害賠償請求などによっ

るいは董事会の同意を得ずして会社資金を他人に貸し出し、あるいは会社財産を他人の担保に提供すること

(四)会社定款の規定に違反して、または出資者会、出資者大会の同意を得ずして、会社と契約を締結あるいは取引を行うこと

(五)出資者会あるいは出資者大会の同意を得ずして、職務の利便性を利用して自身あるいは他人のために会社に属する商業チャンスを手に入れ、任職する会社と同種の業務経営を自営あるいは他人のために経営すること

(六)他人と会社の取引のコミッションを受け取って自分のものにする

(七)無断で会社の秘密を開示すること

(八)会社への忠実義務に違反するその他行為を行うこと。

董事、高級管理職員が前項規定に違反して得た収入は会社の所有に帰するものとする。

て当該人員の法的責任を追及する。

同時に、会社は中国法規定および中国に設立した外商投資企業の規則制度の規定に基づき上述の関連人員の法的責任追及を選択することもできる。忠実義務および勤勉義務に違反した董事、監査役、高級管理職員が長年中国に移住している、あるいは主な財産が中国にある外国人あるいは中国人の場合、中国に設立した外商投資企業が民事訴訟を提起し、公安への通報などの方法で上述人員への法的責任を追及するほうが比較的容易である。

②当該董事、監査役、高級管理職員が中国側出資者の派遣人員の場合

この場合注意が必要なのは、当該人員が忠実義務

および勤勉義務への違反行為が果たして個人の行為であったのか、それとも中国側出資者の意思があったのかという点である。完全に個人行為であるなら、受け取った商業賄賂はそのまま無断で個人の銀行口座等に入金すると考えられるので、中国に設立した外商投資企業を通じて訴訟などの方法でその個人の法的責任を追及することができる。もし、当該人員が派遣元の中国側出資者の指令を受けてそうした行為を取った場合、法に依り当該人員の個人の責任追及以外にも具体的な状況に基づいて中国側出資者の法的責任を追及できる可能性がある。

(次号に続く)

＜執筆者プロフィール＞

上海市華鑫法律事務所

弁護士 高秀智

華東政法大学法律学院(民商法)卒業

後、慶應義塾大学大学院法学研究科博士前期課程を修め、2012年4月に上海市華鑫律師事務所に入所、対中取引、日系在華企業の企業法務を担当。



弁護士 高華鑫

上海市高級人民法院、上海市司法局での勤務を経て、1984年6月から日本的大江橋法律事務所にて勤務、外国法事務弁護士として大阪弁護士会に登録、1998年5月に上海華鑫律師事務所を開設し、対中投資、取引、仲裁、裁判事件の最前線で活躍。2016年6月に(一社)東海日中貿易センター中国法律顧問に就任。



2019年の中国の法定休日

国務院弁公庁は、2018年12月4日に「2019年の一部の祝祭日手配に関する通知(国弁発明電〔2018〕15号)」を公布した。本通知による2019年の法定休日は下記の通り。

休日名	休日期間	備考
元旦	12月30日(日)～1月1日(火)	12月29日(土)は振替出勤
春節	2月4日(月)～10日(日)	2月2日(土)、2月3日(日)は振替出勤
清明節	4月5日(金)～7日(日)	
労働節	5月1日(水)	
端午節	6月7日(金)～9日(日)	
中秋節	9月13日(金)～15日(日)	
国慶節	10月1日(火)～7日(月)	9月29日(日)、10月12日(土)は振替出勤

〈中国短信〉

◆アリババ「独身の日」の取引2千億元突破

中国ネット通販最大手のアリババは11月11日「独身の日(双十一)」に自社が運営するECサイトのT-mall(天猫)、タオバオ(淘宝网)による24時間の取引額が前年比26.9%増の2,135億元(約3.5兆円)に達したと発表した。

アリババ「独身の日」の取引2千億元突破

同セールは今年で10周年を迎え、第1回開催の2009年では27しかなかった参加ブランド数も、年々急増し今年は18万まで増えた。うち取引額が1億元を超えたのは237となり、前年の167を上回った。

省別の消費額上位トップ10は、広東、浙江、江蘇、上海、北京、山東、四川、河南、湖北、福建の順で、都市別では上海、北京、杭州、広州、深圳、成都、重慶、武漢、蘇州、南京の順となった。

越境ECの流通額1位は日本

アリババが運営する越境ECサイト「T-mall Global(天猫国際)」の流通総額では日本が3年連続で1位となった(右表)。ブランド別の取引額では、1.8万ブランドが参加する中、ユニ・チャーム(Moony)が2位、花王が3位に入った(1位はオーストラリアのサプリメントブランド「Swisse」)。商品カテゴリー別では健康食品が1位だった。消費者の生活レベルが向上し、価格が高くて「安心・安全」を求める風潮と、日中関係の改善が日本企業に追い風となっている。

ネット通販2位の京東(JD)も11月1日～11日までセールを実施し、総取引額が1,354億元と前年の1,271億元を83億元上回っている。

◆安徽省 最低賃金を引き上げ

安徽省が、11月1日から最低賃金を引き上げた。同省の改定は2015年以来3年ぶり。一類地区では改定前より2%増の1,550元/月となった。

2016年後、最低賃金で改定していない省は安徽省のみとなっていたが、今回の改定により全地域が3年以内での改定ルールをクリアした。尚、今年に入って最低賃金の引き上げを行ったのは14省・市・自治区となった。

◆AI特許出願件数、中国が世界首位

中国特許保護協会はこのほどAI(人工知能)関連技術の特許出願件数のデータ分析を発表した。

AI関連の特許出願件数が世界的に年々増加を続ける中、国別のAI関連特許出願件数では中国が76,876件で首位となり、僅差で2位にアメリカが続いた。日本は3位だった。特許協力条約(PCT)に基づく国際出願件数では、アメリカが10,892件(全体シェア41%)と首位、2位が日本の3,585件(同14%)、3位が中国の2,568件(同10%)だった。

中国国内の特許出願者別・AI出願件数では、中国の百度が2,368件と首位、中国科学院の2,036件、マイクロソフト社(アメリカ)の1,648件と続いた。中国の特徴として、国内の企業や大学による出願が大半となっている。

◆10月の中国外資導入、伸び率縮小

中国商務部は11月15日、外資導入実績を発表した。1～10月の累計は、中国への新規進出件数が前年同期比89.3%増、外資導入額(米ドルベース)が同6.5%増だった。10月単月は件数が37.6%増、導入額が7.3%増といずれも先月に引き続き伸び率が縮小した。

1～10月の外資導入の中身を見てみると、製造業の外資導入額は前年同期比12.4%増(元ベース、以下同)で、うちハイテク分野は同30.6%増と製造業全体を牽引した。地域別では西部地域における外資導入額が16.8%増と活発であった。国別の外資導入額は、韓国、日本、アメリカ、イギリス、ドイツの順でそれぞれ前年同期比36%増、24%増、4.1%増、175.9%増、31.2%増であった。

◆上海市の新卒の平均月給は6,024元

上海市人力資源社会保障局によると、2018年に上海市内の大学を卒業し、市内で就職した新卒者の平均月給は前年比11.8%増の6,024元(約9.8万円)であった。

同市の新卒者17.4万人のうち11.4万人が同市内で就職し、男女別の平均月給は、男性が6,354元、女性が5,753元と男性が女性を10.4%上回った。最終学歴別では、本科卒業生が5,307元(同10.7%増)、大学院修士課程以上は8,967元(12.1%増)だった。多くの新卒者が試用期間であることから、2年目以降の月給は20%前後増える傾向にあるという。

◆固定資産投資の伸び率が復調

中国国家統計局は11月14日、1～10月の固定資産投資（農村を除く）が前年同期比5.7%増となり、伸び率は1～9月比で0.3ポイント拡大したと発表した。

固定資産投資の伸び率は年初から下降線を辿り、1～8月では5.3%（政府が公表している1988年以降の統計では最低の伸び率）まで落ち込んだが、それ以降伸び率は拡大へと転じている。

伸び率の復調は、政府による景気テコ入れの効果とされている。米中貿易摩擦による景気減速が懸念される中、政府は7月、これまで整理してきた地方のインフラ投資を一転して拡大すると決め、8月には凍結状態だった吉林省長春の都市鉄道建設計画を認可、10月には高速鉄道の“上海—蘇州—湖州鉄道”（投資額約368億元）と“重慶—黔江鉄道”（同535億元）の建設を認可した。国家発展・改革委員会の10月15日の発表によると、10月に認可したインフラ投資プロジェクトは鉄道建設など9件で、総投資額は918億元（約1.5兆円）に上ったという。今後米中貿易摩擦が激化すれば、インフラ投資も過熱化する可能性が高いが、これは同時に国有企業や地方政府の債務拡大へと直結するため、政府は難しいかじ取りを強いられている。

◆アメリカへの留学生数、中国が首位

米国国際教育協会(IIE)は11月13日、2017～2018年期中でアメリカに在籍する外国人留学生の状況について発表した。一番多かったのは中国人留学生で、前年同期比3.6%増の36.3万人だった。2位がインド、3位が韓国と続いた。全留学生109.5万人に占める中国人留学生の割合は33.2%で、アメリカに在籍する外国人留学生の約3人に1人が中国人という状況だ。日本人留学生は8位の18.8万人と、前年より微減となった。

アメリカ人の海外留学は、前年同期比2.3%増の33.3万人で、うちイギリスへの留学が前年同期比1.8%増の4万人と最も多く、イタリアが3.5万人、スペインが3.1万人と続いた。中国への留学は1.9%増の1.2万人（6位）、日本への留学は5.4%増の0.8万人（10位）だった。

◆中国税関、新潟県産・米の輸入を解禁

中国税関総署は11月28日、新潟県産・米（コメ）の日本からの輸入を解禁する公告（税関総署公告2018年第175号）を発表した。公告によると「新潟県産・米」とは、新潟県産のもみ、もみから加工された玄

米を指し、税関総署に登録された日本の工場で精米した米のことで、輸入の際、中国の食品安全法などの基準に適合するものと定めている。

中国国質量監督検閲検疫総局(AQSIQ)は2011年4月8日、福島県で発生した放射能漏れ事故に鑑み、10都県（東京都、福島県、群馬県、栃木県、茨城県、宮城県、長野県、埼玉県、千葉県、新潟県）の全食品・飼料の輸入を禁止、現在も継続しており、今回部分的ではあるが7年ぶりの規制緩和となった。日中両政府は、同様の輸入規制緩和に向け協議を続けており、先に行われた日中首脳会談などの議題にもなっていた。

◆米中、追加関税の発動猶予で合意

米国・トランプ大統領と中国・習近平国家主席は12月1日、ブエノスアイレスでの首脳会談で中国製品2,000億ドル相当の輸入に対する追加関税引き上げを条件付きで90日間猶予することに合意した。

米国は9月24日から中国製品2,000億ドル相当に関して10%の追加関税を課しており、2019年1月1日からこれを25%に引き上げると発表していたが猶予付きで見送る形となった。仮に引き上げが実行されていけば、米国は中国からの総額2,500億ドルに相当の輸入に対して25%の追加関税を課す事態であった。会談では、中国が米農産物の輸入を即座に開始することに同意し、工業品やエネルギーなどを相当の数量で購入・輸入する方針を伝える共に、米中両国で貿易戦争の主要因となっている知的財産権の保護、技術移転の強要、非関税障壁、サイバー攻撃、サービス・農業分野などの問題について速やかに協議を行っていくことで合意した。

今回の会談で交渉決裂という深刻な事態は当面回避したが、米国は交渉期限を90日としており、協議が妥結できなければ今回猶予した追加関税の引き上げに踏み切ると警告しており、米中貿易協議の進展は予断を許さない状況が続いている。

◆重慶市 最低賃金を引き上げ

重慶市が、1月1日から最低賃金を引き上げると発表した。同市の改定は2016年1月以来約3年ぶり。

現行では一類地区（都市周辺エリア）が1,500元、二類地区（郊外エリア）が1,400元となっているが、改定後はそれぞれ1,800元（20%増）、1,700元（22%増）の賃上げとなる。

中国経済データ

<ご注意>

伸率は前年同期比を％で表示。減少は▲または－で表示。速報値と確定値が混在しているため、不確定なデータが含まれている。

日本の対中貿易（日本側統計）

単位：億円、％

年 月	輸 出		輸 入		差 引	
	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	備 考
2012年	115,091	▲10.8	150,387	2.7	▲35,296	赤字拡大
2013年	126,252	9.7	176,600	17.4	▲50,348	赤字拡大
2014年	133,815	6.0	191,765	8.6	▲58,238	赤字拡大
2015年	132,293	▲1.1	194,204	1.3	▲57,950	赤字拡大
2016年	123,619	▲6.5	170,164	▲12.4	▲46,544	赤字縮小
2017年	148,910	20.5	184,387	8.4	▲35,477	赤字縮小
2018年11月	13,844	0.4	18,875	4.2	▲5,031	赤字拡大
2018年1-11月	144,994	8.3	175,817	5.1	▲30,823	赤字縮小

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

11月の国・地域別の貿易

単位：億円、％

		金 額	構成比
輸出	総額	69,276	100.0
	内 訳		
	アメリカ	13,905	20.1
	E U	7,452	10.8
	アジア	38,187	55.1
輸入	うち中国	13,844	20.0
	総額	76,649	100.0
	内 訳		
	アメリカ	7,671	10.0
	E U	8,834	11.5
	アジア	36,528	47.7
	うち中国	18,875	24.6

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

11月の主な増減品目

単位：％、ポイント

			概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1	有機化合物	19.3	0.9
		2	鉱物性燃料	94.6	0.7
		3	原動機	24.3	0.7
	減少	1	通信機	▲66.6	▲1.6
		2	科学光学機器	▲15.1	▲0.9
輸入	増加	1	電算機類(含周辺機器)	17.2	1.2
		2	通信機	4.6	0.8
		3	音響映像機器(含部品)	11.7	0.4
	減少	1	衣類・同付属品	▲6.5	▲0.6

出所：日本・財務省

名古屋税関管内の対中貿易

単位：億円、％

年月	輸 出			輸 入			差 引	
	金 額	伸 率	全国比	金 額	伸 率	全国比	金 額	備 考
2012年	20,594	▲10.2	17.9	19,512	3.6	13.0	1,082	黒字縮小
2013年	23,913	16.1	18.9	20,971	7.5	11.9	2,942	黒字拡大
2014年	25,217	5.5	18.8	22,515	7.4	11.7	2,702	黒字縮小
2015年	24,687	▲2.1	18.7	23,725	5.4	12.2	962	黒字縮小
2016年	23,614	▲4.3	19.1	20,674	▲13.0	12.2	2,940	黒字拡大
2017年	28,271	19.7	19.0	21,863	5.8	11.9	6,408	黒字転換
2018年11月	2,729	7.5	19.7	2,199	10.2	11.7	530	黒字縮小
2018年1-11月	27,912	9.8	19.3	21,646	8.2	12.3	6,266	黒字拡大

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

※名古屋税関管内 国際貿易港：名古屋港、三河港、衣浦港、清水港、田子の浦港、御前崎港、四日市港、尾鷲港、津港
国際空港：中部空港、静岡空港

11月の国・地域別の貿易

単位：億円、％

		金 額	構成比
輸出	総額	16,281	100.0
	内 訳		
	アメリカ	4,376	26.9
	E U	2,132	13.1
	アジア	6,446	39.6
輸入	うち中国	2,729	16.8
	総額	9,289	100.0
	内 訳		
	アメリカ	741	8.0
	E U	1,204	13.0
	アジア	4,777	51.4
	うち中国	2,199	23.7

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

11月の主な増減品目

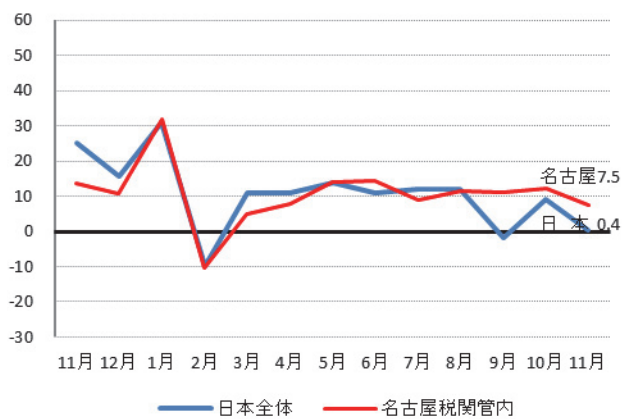
単位：％、ポイント

			概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1	自動車の部分品	13.8	3.1
		2	原動機	46.2	1.8
		3	繊維機械	98.2	1.1
輸入	増加	1	がん具及び遊戯用具	127.3	3.7
	減少	2	通信機	▲33.3	▲1.0

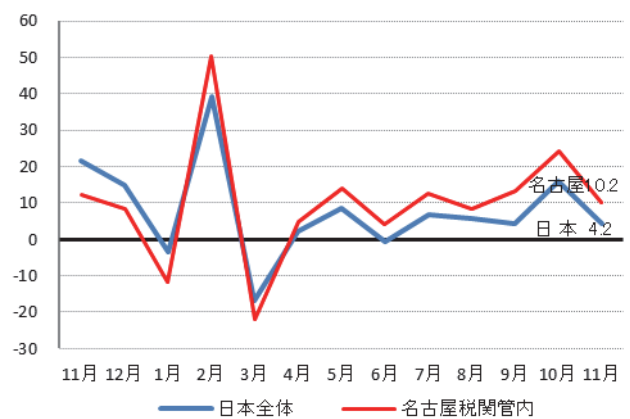
出所：名古屋税関

日本と名古屋税関管内の対中貿易の比較

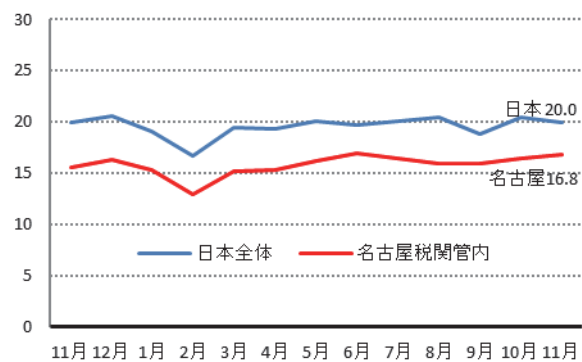
中国への輸出額の月別伸率(%)



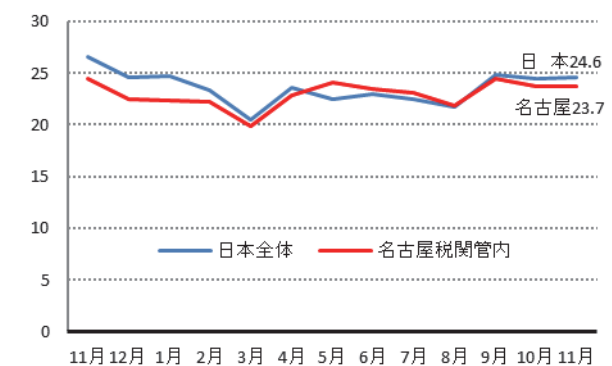
中国からの輸入額の月別伸率(%)



日本の輸出における中国構成比の推移(%)



日本の輸入における中国構成比の推移(%)



中国の貿易

単位：億ドル(金額)、% (伸率)

年月	輸 出		輸 入	
	金 額	伸 率	金 額	伸 率
2011年	18,986	20.3	17,436	24.9
2012年	20,489	7.9	18,178	4.3
2013年	22,100	7.9	19,503	7.3
2014年	23,427	6.1	19,602	0.4
2015年	22,766	▲2.8	16,821	▲14.1
2016年	20,974	▲7.7	15,875	▲5.5
2017年	22,635	7.9	18,410	15.9
2018年11月	2,274	5.4	1,827	3.0
2018年1-11月	22,720	11.8	19,724	18.4

出所：中国税関総署

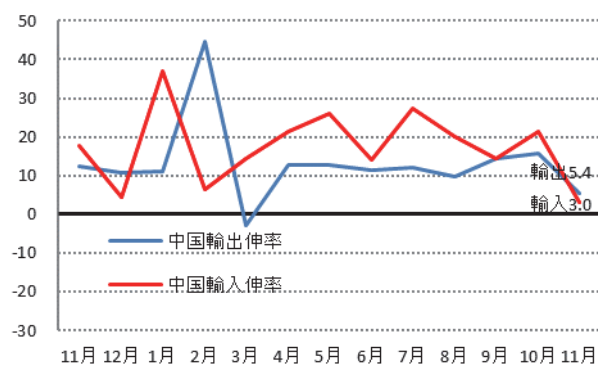
中国の外資導入

単位：件(件数)、億ドル(金額)、% (伸率)

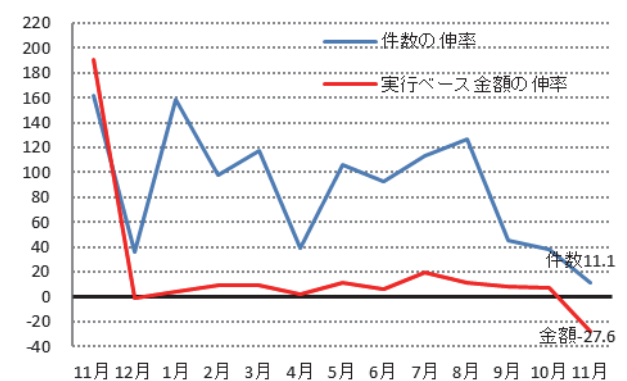
年 月	件 数		実行ベース金額	
	件 数	伸 率	金 額	伸 率
2011年	27,406	1.1	1,160.1	9.7
2012年	27,712	▲10.1	1,11.2	▲3.7
2013年	24,925	▲8.6	1,175.9	5.3
2014年	22,773	4.4	1,195.6	1.7
2015年	23,778	11.8	1,262.7	5.6
2016年	26,575	5.0	1,224.3	▲3.0
2017年	35,652	27.8	1,305.2	6.6
2018年11月	5,158	11.1	136	▲27.6
2018年1-11月	54,703	77.5	1,212.6	1.1

出所：中国商務部 ※金融セクターを除く。

中国対外貿易の月別伸率(%)



中国外資導入の月別伸率(%)



中国の物価動向

消費者物価指数CPI (%)

	11月	1-11月
消費者物価指数	2.2	2.1
うち都市	2.2	2.1
農村	2.2	2.1
うち食品	2.5	1.7
食品以外	2.1	2.2
うち消費財	2.2	1.9
サービス	2.1	2.5

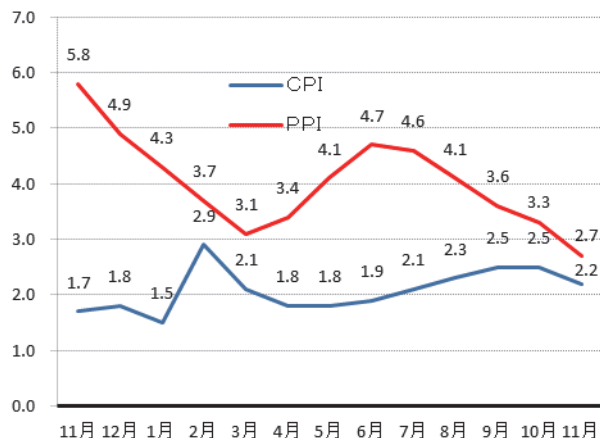
出所：中国国家统计局工業生産者物価指数PPI (%)

工業生産者物価指数PPI (%)

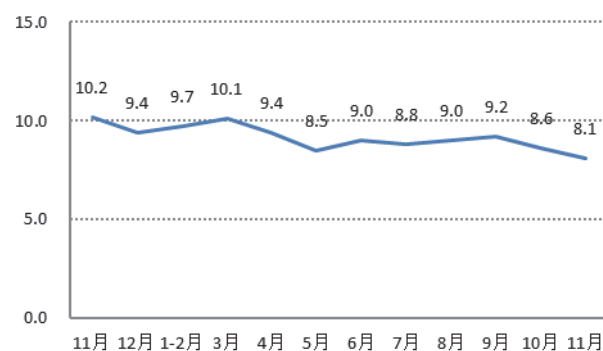
	11月	1-11月
工業生産者物価指数(PPI)	2.7	3.8
うち生産資材	3.3	4.9
うち採掘	9.2	9.3
原材料	4.6	6.9
加工	2.2	3.7
生活資材	0.8	0.5
うち食品	1.1	0.5
衣類	1.5	0.7
一般日用品	0.8	1.1
耐久消費財	0.1	▲0.2
工業生産者仕入物価指数	3.3	4.4
うち燃料、動力類	7.9	7.4

※工業生産者物価指数(PPI) = 出荷価格指数 = 卸売指数
出所：中国国家统计局

CPIとPPIの月別推移(%)



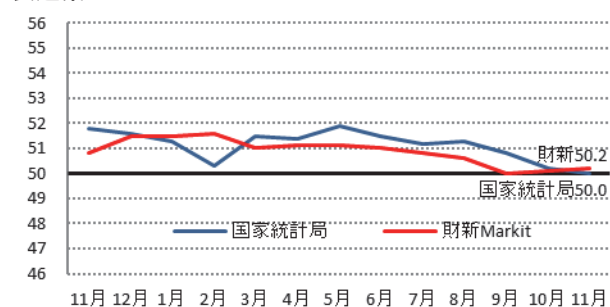
中国の消費財小売総額の伸率(%)



出所：中国国家统计局

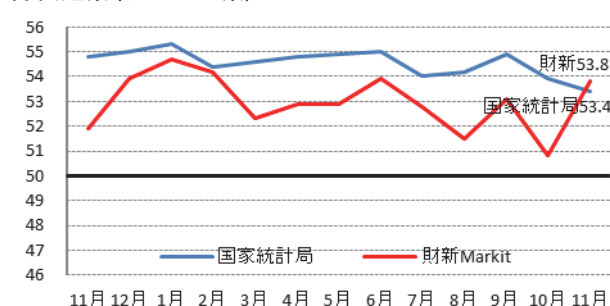
中国の景気先行指数

製造業PMI



※製造業PMI = 製造業購買担当者景気動向指数
景気後退<50<景気拡大

非製造業(サービス業)PMI

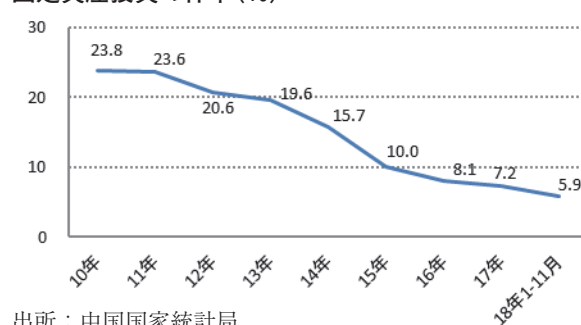


中国の固定資産投資

1-11月分月の固定資産投資

		投資額(億元)	伸率(%)
固定資産投資	第一次	21,285	12.2
	第二次	227,817	6.2
	第三次	360,165	5.6
	合計	609,267	5.9
産業別	第一産業	21,285	12.2
	第二産業	227,817	6.2
	第三産業	360,165	5.6
	合計	609,267	5.9
地域別	東部	N/A	5.8
	中部	N/A	10.0
	西部	N/A	3.9
	東北	N/A	0.7

固定資産投資の伸率(%)



出所：中国国家统计局

中国の不動産開発投資の伸率(%)



出所：中国国家统计局

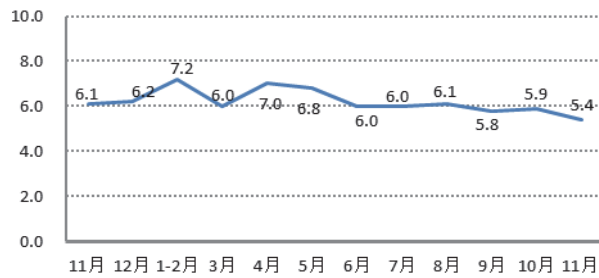
中国の工業

工業付加価値の伸率(%)

	11月	1-11月
一定規模以上の工業生産	5.4	6.3
内訳 鉱業	2.3	2.1
製造業	5.6	6.6
電気・ガス・熱・水生産供給業	9.8	10.0
内訳 国有企業	3.9	6.5
集団企業	2.0	▲1.2
株式制企業	6.6	6.6
外資系企業	1.9	5.1

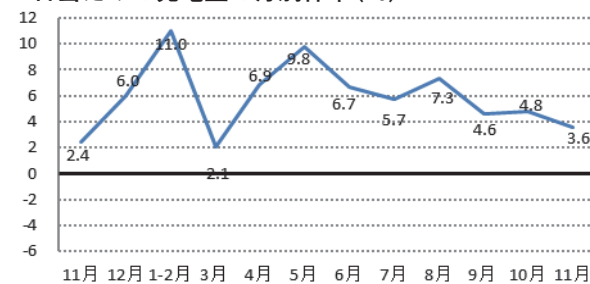
出所：中国国家統計局

一定規模以上の工業付加価値の月別伸率(%)



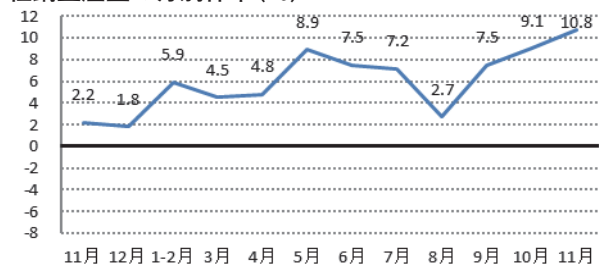
出所：中国国家統計局

一日当たりの発電量の月別伸率(%)



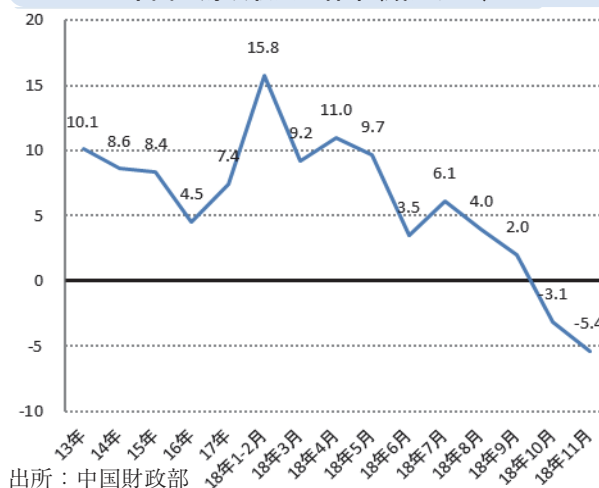
出所：中国国家統計局

粗鋼生産量の月別伸率(%)



出所：中国国家統計局

中国の財政収入の伸率(歳入、%)



出所：中国財政部

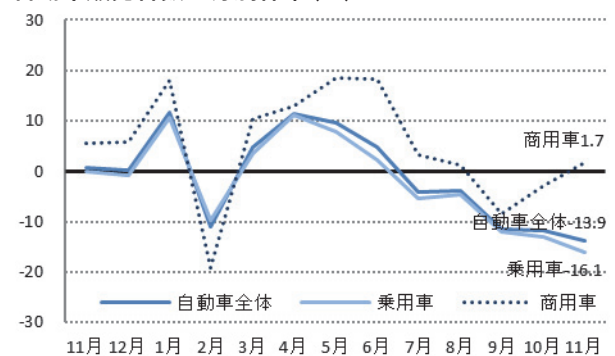
中国の自動車販売台数

台数：万台

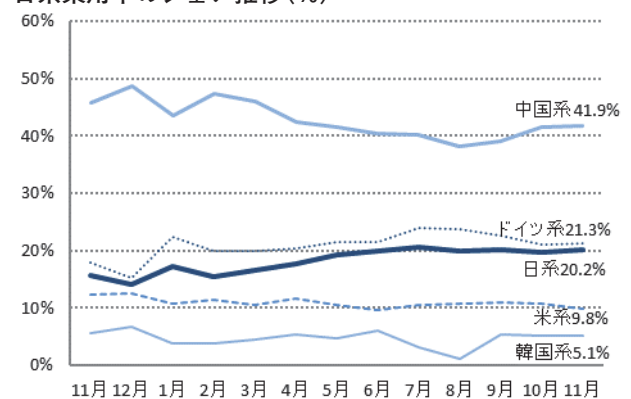
年月	自動車	乗用車		商用車
		乗用車	商用車	
2012年	1,930	1,550	381	
2013年	2,198	1,793	406	
2014年	2,349	1,970	379	
2015年	2,460	2,115	345	
2016年	2,803	2,438	365	
2017年	2,887	2,471	416	
18年11月	255	217	37	
18年1-11月	2542	2148	394	

出所：中国汽车工業協会 ※中国産車のみ。輸入車を含まず。

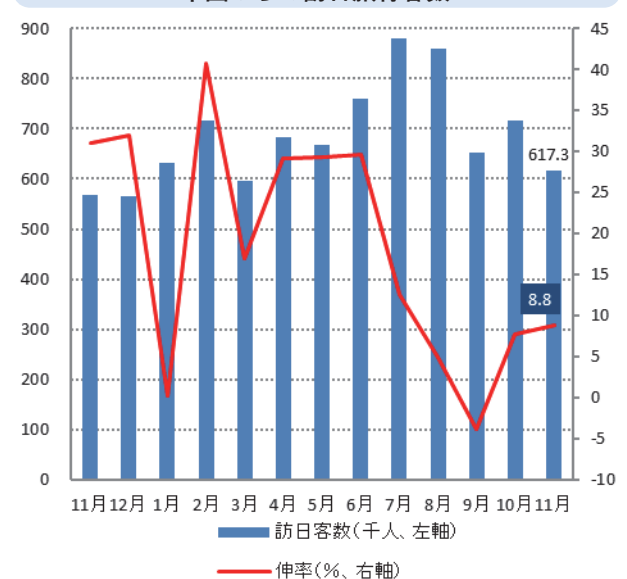
自動車販売台数の月別伸率(%)



日系乗用車のシェア推移(%)



中国からの訪日旅行客数



出所：日本政府観光局